



本訴事件 平成27年(ワ)第9715号 損害賠償等請求事件  
反訴事件 平成28年(ワ)第9253号 損害賠償請求反訴事件  
本訴原告・反訴被告 学校法人大阪経済大学  
本訴被告・反訴原告 吉井康雄

## 第5 準備書面

平成28年11月14日

大阪地方裁判所第24民事部合議2係御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士 神田知宏



### 第1 本訴被告準備書面(5)ないし(9)に対する認否

#### 1 総括

従前の本訴原告の主張に反する事実は否認し、法的効果は争う。

原告・被告間のできごとと無関係な事実については認否を要しない。

#### 2 特任教員の任用手続

被告準備書面(6)の主張は前訴の蒸し返しであるところ、前訴では7名による組織的なパワハラは認定されていない。

### 第2 本訴原告の主張

#### 1 真実性立証の対象

本訴被告は、真実性立証の対象が以下の①～③の3つの事実であることについて争っていない(被告準備書面(8)P15～P16)。

そのうえで、「7名の故意による共同不要行為が成立することなどを立証している」と主張している（同P16）。

- ①2003年2月ころの、樋口・北村による担当科目の不開講
- ②2005年5月ころ、二宮が被告宛の郵便物を開封した事実
- ③2012年ころの、井形・池島の行為（前件訴訟）

したがって、①～③の真実性立証、および、これらの事実を基礎とする「7名による組織的パワハラ」の真実性が本件における中心論点である。

## 2 パワハラの変義

本訴被告はパワハラの変義について、厚労省の変義ではなく「被告の提案を採択されるべきである」とするところ（被告準備書面（5）P4）、名誉権侵害該当性については、一般読者の普通の注意と読み方により判断されることから、厚労省の変義が一般読者の普通の注意と読み方である。

## 3 7名による組織的パワハラ

本訴原告は、本訴原告における「7名による組織的パワハラ」が反真実であると主張した。

この点につき本訴被告は、「組織的にパワハラをしている原告は4層の1つ」「7名のグループを指す」（被告準備書面（5）P3）「7名を故意による共同不法行為者と被告は位置付けている」とするが（同P4）、「7名が関与しているということではない」としているため援用する（被告準備書面（6）P19）。

そうすると、上記①～③が7名による共同不法行為というには、客観的関連共同が必要となるところ、いずれも7名による客観的関連共同の事実はない。

本訴被告は、前件訴訟が組織的パワハラを認定したと主張するが（準備書面（8）P17）、7名による組織的パワハラを認定した事実はない（甲2）。

本訴被告は、7名による組織的パワハラが認定されていると読むか、認定されていないと読むかは、「原告大学の意識の問題である」とも主張しており（同

P 1 8), やはり判決では明示されていない。

#### 4 議事録の閲覧

本訴被告は、「学部長が許可した者しか教授会議事録を閲覧することはできず、謄写は許可されていない」が虚偽だと主張するため正確を期して記すと、「学部教授会メンバー以外は」「学部長が許可した者しか教授会議事録を閲覧することはできず、謄写は許可されていない」となる。

#### 5 対抗言論の法理

本訴被告は、「対抗言論の法理が適用される場面はあり得ると解されている」と主張するが、最判平成22年3月15日の調査官解説では、最高裁は対抗言論の法理を採用していない、と説明されている。

そのうえで、「インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもない」と判示している。

#### 6 裁判情報と従業員個人のプライバシー

本訴被告は、裁判は公開されているため従業員個人の情報公開も違法ではないと主張する。

本訴原告は、業務遂行権侵害をも主張するところ、業務遂行権は従業員の人格権を取り込んだ概念である。そして、東京地裁平成13年10月5日判決は、「別件訴訟が公開の法廷で行われ、訴訟記録の閲覧が制度上認められているからといって、本件記事の内容が当時一般の人々に知られていたとは認められないし、夫婦内部のトラブルにおける一方の言動は、他方にとっても他人に知られたくない私生活上の事実である。」「よって、被告が本件記事によりこれらの事実を報道したことは、原告のプライバシー（私生活上の事柄をみだりに公表されないという法的利益）を侵害するものである。」と判示し、裁判記録か

ら写し取った事実の報道によるプライバシー侵害を認定している。

ゆえに、口頭弁論と訴訟記録が公開されているからといって、従業員個人の住所など、何もかも公開してよいというものではない。

また、単に写真がネットで閲覧できることと、同人の写真に「組織的パワハラをした人物」との注意書きを副えて閲覧させることとは、情報の質が異なることは自明である。

#### 7 違法性阻却事由

真実性立証の対象は「7名による組織的パワハラ」との事実であり、具体的には上記①～③の事実だが、いずれも7名による組織的行為ではなく（③については甲2，②については乙1 2，①については甲3の1），反真実である。

また、①～③は、本訴被告の個人的な話題、ないし私学内のできごとであって、公共の利害に関する事実ではない。

以上